

特記仕様書

静岡県版快適トイレ設置について

1. 目的

本工事は、建設業界における女性のさらなる活躍や、若い世代の入職を促進させ、建設現場のトイレを快適に利用できるように、建設現場の環境改善に努めることを目的とする。

2. 静岡県版快適トイレの仕様

(1) 快適トイレに求める機能及び備品は下記のとおりとする。

(ア)洋式便座

(イ)便座除菌シート等の衛生用品

(ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）

(エ)臭い逆流防止機能付き（フラッパー機能）

（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

(オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）

(カ)照明設備（電池式可）

（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）

(キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場の設備機能（耐荷重5kg以上）

(ク)手の洗える設備（アルコールスプレー等による対応も可）

(2) 女性専用快適トイレに求める機能及び設備

(ケ) 上記(ア)～(ク)までの機能及び備品

(コ)男女別明確な表示

(サ)出入りの様子が見えない対応(別方向入口や目隠し等)

(シ)サニタリーボックス

3. 設置基準

(1) 静岡県版快適トイレ

(ア)予定価格が80,000千円以上の建設工事においては上記規定による（以下同じ）快適トイレを1基以上設置する。（建築工事と設備工事の合算予定金額が80,000千円以上の各工事についても対象とする）

(2) 女性専用快適トイレ

(イ) 予定価格が150,000千円以上の土木一式工事においては、上記の静岡県版快適トイレとは別に女性専用快適トイレを1基以上設置する。

- (ウ) 予定価格が 300,000 千円以上の建築一式工事においては、上記の静岡市版快適トイレとは別に女性専用快適トイレを 1 基以上設置する。
- (エ) 上記基準に該当しない工事においても、建設現場のトイレの快適化に配慮すること。
- ※設置に際しては監督員と協議のうえ設置するものとする。